

平成30年度 新居浜市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ502,870千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,776,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年9月4日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方特例交付金		70,000	17,783	87,783
	1. 地方特例交付金	70,000	17,783	87,783
10. 地方交付税		5,268,000	82,474	5,350,474
	1. 地方交付税	5,268,000	82,474	5,350,474
14. 国庫支出金		6,832,344	25,238	6,857,582
	1. 国庫負担金	6,015,075	17,700	6,032,775
	2. 国庫補助金	793,945	7,538	801,483
15. 県支出金		3,395,883	2,848	3,398,731
	2. 県補助金	795,741	2,848	798,589
18. 繰入金		1,471,561	113,776	1,585,337
	1. 基金繰入金	1,471,561	113,776	1,585,337
19. 繰越金		1,100,000	9,551	1,109,551
	1. 繰越金	1,100,000	9,551	1,109,551
21. 市債		5,326,700	251,200	5,577,900
	1. 市債	5,326,700	251,200	5,577,900
歳入合計		49,273,920	502,870	49,776,790

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,663,376	17,084	4,680,460
	1. 総務管理費	3,817,430	14,514	3,831,944
	3. 戸籍住民基本台帳費	194,329	2,570	196,899
4. 衛生費		5,316,008	30,000	5,346,008
	3. 下水道費	2,159,846	30,000	2,189,846
6. 農林水産業費		674,876	38,221	713,097
	1. 農業費	453,750	33,807	487,557
	2. 林業費	117,009	4,414	121,423
7. 商工費		1,507,909	66,387	1,574,296
	1. 商工費	1,507,909	66,387	1,574,296
8. 土木費		3,140,962	81,800	3,222,762
	1. 土木管理費	421,864	8,900	430,764
	2. 道路橋りょう費	1,005,529	40,000	1,045,529
	5. 都市計画費	681,951	32,900	714,851
10. 教育費		3,906,041	227,178	4,133,219
	2. 小学校費	673,730	24,910	698,640
	3. 中学校費	413,086	19,982	433,068
	5. 社会教育費	743,820	20,854	764,674

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

第2表 継続費補正

追加

千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	5 社会教育費	自然の家解体事業	129,600	平成30年度	19,440
				平成31年度	77,760
				平成32年度	32,400

第3表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 24,500	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越しして借入れすることができる。	年3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) %	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	24,500	—	—	—

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会資本整備事業	千円 250,900	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 276,100	補正前に同じ	%	補正前に同じ
地域活性化事業	17,200				157,900			
過疎対策事業	92,200				127,400			
教育施設等整備事業	56,500				82,100			
計	5,326,700	—	—	—	5,553,400	—	—	—